プロジェクト	IFRS S1 号に相当する基準の開発
項目	報告のタイミング

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。

2. 本資料は、日本版 S1 基準における**報告のタイミング**に関する定めについて検討することを目的としている。なお、経過措置については別途、まとめて検討する予定である。

事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである。

   (1) 日本版 S1 基準では、サステナビリティ関連財務開示について、法令により要求又は容認されている場合及び任意でサステナビリティ関連財務開示を提供する場合を除き、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない旨を定める（後述の第 14 項参照）。

検討すべき事項の整理

（ISSB 基準の理解）

4. IFRS S1 号では、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告しなければならないことが要求されている（和訳は事務局による仮訳）。

64	**An entity shall report its sustainability-related financial disclosures at the same time as its related financial statements.**（以下略） 企業は、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない。

（公開草案に対する当委員会のコメント）

5. 当委員会は、本論点に関し、IFRS S1 号の公開草案に対して、同時の報告は望ましいものの、別のタイミングで報告を行うことを容認すべきとのコメントを行った。

（検討すべき事項の整理）

6. IFRS S1 号第 64 項は、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告しなければならないことを求めている。

7. しかしながら、当委員会は、金融商品取引法上の法定書類である有価証券報告書において提供されるサステナビリティ関連財務開示を念頭に置きつつも、これに限らず、例えば、金融商品取引法以外の法令によりサステナビリティ関連財務開示の開示が求められる場合や、任意でサステナビリティ関連財務開示を作成する場合にも適用可能な基準を開発する方針としている。このような場合にまでサステナビリティ関連財務開示と財務諸表を同時に報告することを要求すべきかどうかについては、検討が必要と考えられる。

事務局による分析

8. サステナビリティ関連財務開示は、財務諸表に含まれる情報を補足し、補完するものであるとされているため、両者が同時に提供されることにより、提供される情報の理解可能性が高まり、利用可能性も向上すると考えられる。

9. 前述の第 7 項で述べたとおり、当委員会は、金融商品取引法上の法定書類である有価証券報告書において提供されるサステナビリティ関連財務開示を念頭に置きつつも、これに限らず、例えば、金融商品取引法以外の法令によりサステナビリティ関連財務開示の開示が求められる場合や、任意でサステナビリティ関連財務開示を作成する場合にも適用可能な基準を開発する方針としている。

10. まず、金融商品取引法を含め、法令においてサステナビリティ関連財務開示と財務諸表を同時に報告しないことが要求又は容認される場合には、これを認めることが考えられる。

11. また、任意でサステナビリティ関連財務開示を作成する場合に、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表を同時に報告しないためにサステナビリティ開示基準に従った開示とならないとする必要はないと考えられる。

12. 実際、我が国においては、現状、財務諸表を公表した後にサステナビリティ関連財務開示を公表する企業が多くみられるが、このことをもってサステナビリティ関連財務開示が

有用ではないと認識されていることはないと考えられる。

また、任意で当委員会の公表するサステナビリティ開示基準に従いサステナビリティ関連財務開示を作成することは、本来、奨励されるべきであり、財務諸表とサステナビリティ関連財務開示が同時に公表されていないことをもって当委員会の開発するサステナビリティ開示基準に準拠していることが表明できないようにすべきではないと考えられる。

さらに、任意でサステナビリティ関連財務開示を作成する場合にも財務諸表と同時に公表することを求める場合、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表が揃うまで開示されなくなることも考えられ、現状よりも開示のタイミングが遅れることが懸念される。

13. なお、仮にサステナビリティ関連財務開示が財務諸表とは別のタイミングで提供される場合、関連する財務諸表の入手方法を明らかにする必要があると考えられる。この点、審議事項 A1-11「関連する財務諸表」において提案しているとおり、関連する財務諸表がサステナビリティ関連財務開示と同一の文書において開示されていない場合には、関連する財務諸表の入手方法に関する情報を開示することを求める旨を日本版 S1 基準において定めることが考えられる。

（事務局による提案）

14. このため、国際的な整合性も踏まえつつ、サステナビリティ関連財務開示は、法令により要求又は容認されている場合及び任意でサステナビリティ関連財務開示を提供する場合を除き、関連する財務諸表と同時に報告しなければならないとすることが考えられるがどうか。

文案

15. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

（HP では非公表）

ディスカッション・ポイント
① 次の事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。 (1) 日本版 S1 基準では、サステナビリティ関連財務開示は、法令により要求又は容認されている場合及び任意でサステナビリティ関連財務開示を提供する場合を除き、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない旨を定める。 ② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。 ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以　上